

決算審査特別委員会会議録
(特別会計)
(水道・病院事業会計)

(平成 25 年 10 月 18 日)
〔第 1 日〕

審査内容

議案第 64 号	平成 24 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について.....	5
議案第 65 号	平成 24 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について..	5
議案第 66 号	平成 24 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について....	5
議案第 67 号	平成 24 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について....	5
議案第 68 号	平成 24 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について.....	20
議案第 69 号	平成 24 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について...	20
議案第 70 号	平成 24 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について..	28

出席者

【 議 会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	下平 力人	副 委 員 長	所賀 廣
議 長	末次 利男	委 員	坂口 久信
委 員	川下 武則	委 員	牟田 則雄
委 員	平古場公子	委 員	江口 孝二
委 員	田川 浩	事 務 局 長	岡 靖則
書 記	福田 嘉彦		

【監査委員】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
代表監査委員	木塚 賢司	監 査 委 員	見陣 泰幸

【 執行部 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	岩島 正昭	副 町 長	永淵 孝幸
教 育 長	松尾 雅晴	総 務 課 長	毎原 哲也
会 計 課 長	高田 由夫	財 政 課 長	川崎 義秋
企 画 商 工 課 長	松本 太	建 設 課 長	土井 秀文
農 林 水 産 課	新宮善一郎	税 務 課 長	大串 君義
健康増進課長	田中 久秋	環 境 水 道 課 長	藤木 修
学 校 教 育 課 長	野口 士郎	太良病院事務長	井田 光寛
町民福祉課福祉係長	津岡 徳康	農林水産課林政係長	羽鶴 修一
健康増進課保険係員	平石 信行	環境水道課環境係長	澤山 弘幸
環境水道課簡易水道係長	田崎 一朗	環境水道課水道係長	安本 智樹
太良病院院長	上通 一泰	太良病院総看護師長	坂本まゆみ
太良病院経営管理係員	宮崎 達也		

以上 36 名

午前9時29分 開会

○決算審査特別委員長（下平力人君）

おはようございます。

本日は御通知を差し上げておりましたとおり、9月定例議会におきまして、企業会計、一般会計等決算審査特別委員会に閉会中の審査を委託されました、議案第69号及び議案第70号の企業会計2件と、議案第63号から議案第68号までの一般会計及び特別会計の6件、合わせて8つの案件を審査するため、本委員会を招集いたしましたところ、執行部を初め、委員の皆様方には何かと御多用の中に御出席いただき、まことにありがとうございます。

決算審査は、予算を議決し、主旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されたかどうか。それによってどのような行政効果が発揮できたか。今後の行政運営においてどのような改善、工夫がなされるべきかという観点から、予算執行の実績、結果について議会に批判、監視の機会を与え、その成果を次年度の予算編成の指針として財政運営の適正を期すとともに、予算執行の優劣を判断する重要な審議であります。

どうぞきょうから22日までの3日間、日程のほうには十分御協力をいただき、実りある審査ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

審議に入ります前に、議長の挨拶をお願いします。

○議長（末次利男君）

《挨拶》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

どうもありがとうございました。

次に、町長の御挨拶をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

《挨拶》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

どうもありがとうございました。

申し遅れましたけれども、久保副議長が体調不良ということで、出席できません。ご理解いただきたいと思います。

それでは続けさせていただきます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。

直ちに委員会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に付託議案審査案件表を配布しておりますので、ごらんください。

本日は付託議案審査案件表のとおり、議案第64号から議案第70号までの5つの特別会計と2つの企業会計、合わせて7つの案件を終了、採決し、第2日目、第3日目に一般会

計を審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、本日は5つの特別会計と2つの企業会計、第2日目、第3日目に一般会計を審査することに決定しました。

重ねてお諮りします。監査委員の説明は9月定例議会で行われましたので、省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、監査委員の説明は省略することに決定しました。

ただいまから審査に入りますが、審査に入る前に事務局の方から補足説明があります。

○局長（岡 靖則君）

《決算審査特別委員会参考資料の補足説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

お諮りします。ただいまから特別会計の審査に入りますが、昨年と同様、簡易水道特別会計と水道事業会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、簡易水道特別会計と水道事業会計を一括して審査することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。簡易水道特別会計を除く、議案第64号から議案第67号までの4つの特別会計を一括して審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第64号 平成24年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の194ページから275ページまで。行政実績報告書では79ページから91ページまでの一括審議に入ります。本案件以外の方は一応退席をお願いし、審査の時間になりましたら御連絡いたします。

退席のため、暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前9時49分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

議案第64号 平成24年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、時間の関係上簡潔にお願いいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

《山林特別会計の行政実績の概要説明》

○健康増進課長（田中久秋君）

《後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の行政実績の概要説明》

○環境水道課長（藤木 修君）

《漁業集落排水特別会計の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、特別会計名と関係書類名及びページ数を言ってから質疑をお願いします。

質疑の方ありませんか。

○田川委員

山林特別会計の行政実績報告書の80ページの真ん中よりちょっと下の(2)、主伐立木の売払収入ということで1,400万ほど挙がってますけれど、去年はスギだけだったと思うんですけど、今年はスギ・ヒノキの本数と金額が挙がっていますが、木材価格は依然低迷していると書いてありましたけれど、低迷した中でもどうなっているのかというのを知りたいんですが、参考までにスギ・ヒノキの合計ありますけど、各々の本数と金額はわかりますか。

○農林水産課林政係長（羽鶴修一君）

すいません、明細な資料は持ってきておりませんが、スギ・ヒノキの量は50%ずつ、

スギ・ヒノキ同等の量でございました。金額はですねスギの一般的な値段が約1万円程度で売れております。ヒノキが平均1万5,000円、ヒノキが約1.5倍の値段で売れております。

○田川委員

それとですね、その下の歳出についてのところの、(ア)総務費のところでは森林の国営保険料というのが20万4,000円になっていますけど、去年は200万円ほどあったと思うんですが、これ随分減っているというこの訳はどういったことでしょうか。

○農林水産課林政係長（羽鶴修一君）

昨年205万7,000円で、本年度が20万4,000円の差はどういうことかということでご質問ですが、こちら森林国営保険料のほうはですね、5年定期のものを順次更新しております。更新時期によりまして、金額の方が変わっておりますので、去年は若干、数字が大きかったと。今年が約40町の更新がございましたのでその分が挙がっているということでございます。

○田川委員

次、その下の下の町有林管理システム保守点検等委託料、これ半分ほどになっていますけど、これはどういったことで。去年と比べたらですね。

○農林水産課林政係長（羽鶴修一君）

システムの保守点検委託料が減額になっておりますが、システムを一つ入れておまして、その通常の保守が31万5,000円、昨年度は平成23年度に、以前、大橋興産から買った分の山をまとめてシステムの方に入れましたので、その分が突発的に委託料として上がってきたところでございます。

○牟田委員

行政実績報告書の84ページ、国民健康保険税のことでお聞きします。前のことですが、未収金のところの内容的なものをちょっとお伺いしたいと思います。これは、我々、資料をもらった中では9月末までのものまで資料をもらっているんですが、それでも349万前年度よりも未収金がふえている状況でございますが、ここで申し上げていいかどうかわかりませんが、私のところに嬉野から仕事に来てもらいよつとが、結局、未払いという今まで、度が過ぎるということで差し押さえという連絡が来て、今私は差し押さえの徴収義務者になつとります。それで、ここの中で、その人は幸い取れるだけの収入を働いて上げているもんですから、私に突然、徴収せろって通知が来て、こりゃ何かというところ、こういうことですか言われたもんで。最初は給料を袋に入れた時に、机に置いてるうちに勝手に取れて。ただ、本人の給料を私がとってあなた達に納めることはできないと断ってきたところが、本人が承諾書を書いて署名捺印したとを私に渡せばうちから徴収してやりましょうていうことを話したら、現場まで担当者が来て、そして私と3人立会の上で月にこ

のくらいずつ払いますということを承諾して、そしてその後、言うただけでは私の頭の中には残っとらんけん、ちゃんとした書類を2人で取り交わして、承諾書に印鑑押したやつをうちに送れて。それを確認した上で来月から徴収してやりましょうていうところまでね。嬉野はもうすでにそうやっとなるわけですよ。この中で、ずっともう何年でも10年以上前からこうやってしとる中で、どうしても所得的に取れないという人と所得はそれなりにあって納めよらんていう人と。そして、この中に医療費の。私のとには医療費もからんどったもんですから、未納者の中に医療費ば人並みに使っている人がどのくらいいるかですね。私のところは息子が事故を起こして、病院費がかさんでお願いしにいったわけですよ。国民健康保険でやってくいと。そしてその後に1カ月か2カ月か保険税を払ってその後が払っとらんもんやけん、ちょっと悪質ですよ。まあ、例として自分がそいうとに立ちおうたもんやけん、この中には医療費も相当滞っている人もこの中には入っとりゃせんやろか。そういうことが私が実際あったもんやけん。もし両方、滞納と医療費と重なった場合に太良町はどういう対応をされるのか、ちょっとそこら辺をお尋ねしたいと思います。

○健康増進課長（田中久秋君）

国民健康保険税の徴収事務については税務課の方で行っておりますので、詳しい内容については私の方ではわかりかねますけれども、滞納者と医療費の関係については今現在、滞納者については保険証をですね。大体、一般の方の保険証は3月末に区長さんをお願いして一律に配付しているんですけども、滞納のある世帯については私どもの方に停め置いて取りに来てくださいと、それで納税相談を行いましょうと。その納税相談を行う時は税務課と一緒に行って、過年度分を幾らなりとも納めて頂ければ、短期の保険証を。今は1カ月の保険証ですけども、短期の保険証を交付しているという現状です。個人によっては滞納額も多かったり少なかったりあるかと思えますけれども、多い方についても月々幾らかずつでも入れてもらえれば1カ月の保険証をずっと繋いで交付をしているという現状でございます。

○牟田委員

そしたら、本人に渡しとらん時に交通事故とか何とかで高額医療が必要になったとか、そういう場合がたまたまでもでてくるわけたいね。そういう時の医療費は国民健康保険での扱いとか、そういうことに対する対応はどがん。保険証をやっとらん時にその時に怪我したい病気したりした時に、そうした時。

○健康増進課長（田中久秋君）

現実的な事で言えば何らかの形で病気、怪我をされてどうしても病院に行きたいから保険証をもらいたいという方については幾らなりとも、うちの方に相談に来られますので、幾らか入れてもらって1カ月なりの保険証を交付するていうふうな運用で今現在はしてお

ります。ただ、制度的にはそういった未納者については資格証をですね、太良町国民健康保険の資格がありますよという資格証という証があるんですけども、病院は保険証を持っていかんと受診できんけんですね。ただ、資格証を交付したら病院では、その資格証を持って病院に受診されたら、保険診療として1点10円で診療をして10割払っていただくということになります。10割払われた場合は払われた方がうちの方に7割余計払ってつけんが7割分をくださいというふうな申請をされます。その7割分はおたくは税金が未納ですの税の方へいただきますよというふうな制度的にはそういった内容がありますけれども、資格証を交付されるということは、私は未納者ですよというとは病院に教えよごたっもんやっけんですね、なかなか資格証の交付というところまでは現在は事務的には至っておりません。何らかの形で病院にかかりたいという方は窓口においてになって、幾らなっとなん払うけんが保険証ば交付してくれんねというふうな運用で今のところはしております。

以上です。

○牟田委員

そしたら、ここの滞納整理機構にお願いする時にはどういう条件がそろったらここに預けられるのか。ちょっとそこら辺はどうなんですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

ちょっと、詳しいところはうちで把握しとらんとですけど、大体、悪質とか金額が大きいとか、もう何年も窓口。大体、善良な方は幾らなっとなん納めに来てもらおうとすもんね。その人達に保険証ばやっとなんですけど、全然、納税相談にも応じないとか、そういった方が整理機構の対象として挙げられて、機構のほうで肅々と差し押さえ等とか実施されていると聞いております。

○副町長（永淵孝幸君）

今、滞納整理推進機構の話が出たわけですけども、実は先ほど牟田委員さんのとこの嬉野の方に、自分のとこに働いている人に給料差し押さえの依頼が来たという話をされたわけですけども、実はうちの方もですね滞納整理推進機構、うちの町長名です。うちの方に出すとはうちの町長名で、推進機構岩島正昭と書いてですね、太良町長と書いて、各事業所の経営者の方にですね、こういう方が、お願いしてもなかなか納めてもらえんけんが、その給料をですね差し押さえてくださいという通知をしてるわけですから、そういったことで先ほど税務課長じゃなかですけども田中課長が言いましたけれども、悪質だったりですね、何回言っても町の方で取れんというとは、滞納整理推進機構の専門的などこにお願いして強制的にやってもらおうかという方向も取り入れながらやっているわけです。ですから、今回もうちの方も、今さっき実は決裁を見たもんですから、頭の中にあっけん話しよっとなんですけども、そういったことで悪質な場合は滞納整理推進機構を使いながら、またうちの方で行ってどうしてもこれはというような時にはそちらにお願いしながらという

ような形でやっておるわけですがけれども、あくまでも相手に文書を出す時は太良町長名が入っていくというなことで各事業所の社長さん等をお願いしてるというな状況でございます。

以上です。

○牟田委員

この中にずっと10年でも滞納で同じ人がもしした場合ですよ、3年滞納して60歳を超えたという人、国民年金は、60を超えたら大体もう払わんでよかごとなつたよね。保険税はずっとかくっとかにかや。国保は。

○健康増進課長（田中久秋君）

国民健康保険税は5年間です。その中で分納誓約を交わしてきちんと履行されていれば、納めてから5年5年というふうにはずっと延びていくような形に、法的にはなっております。

○牟田委員

そしたら、この中に所得で徴収不可能というような人が何人か含まれとったら、その人数と金額を後でもいいですから、わかったら。

○健康増進課長（田中久秋君）

後だって御報告いたします。

○平古場委員

1カ月の短期の保険証をもらった場合、その間に大きな手術とか怪我をした場合、高額医療は受けられない、対象にならないということですかね。

○健康増進課長（田中久秋君）

いえ、そういうことは決してないです。きちんと高額療養費の対象となります。

○川下委員

行政実績報告書の79ページの山林特別会計の中で、売り払い収入は、なお望めない状況で。毎年、毎年望めない状況で、81ページの中で、取り崩しをずっとしよっなかで残金が2億1,000万しかなかとばってん、今の状況で取り崩していったら、後10年もつか、もたんかていう感じになってくるでしょ。消費税も来年からまた3%上がって8%になつとばってん、ここで思いきって多良岳材として、建築業者さんと組んでいくらかでも多良岳材として売ったりとか。購入ばっかいしていっちょん売る部分が全くないという感じばってんが、そこら辺は担当課長さんたちはどがん考えておられるのかなあと思うんですけど。今後の見通しとして、いつまでも、私も議員になってからずっと依然としてという、この文書が続いてきつとですたいね、望めない、望めないという感じですよ。まあ、望めない中でもずっと、大橋興産さんのとから始めてずっと木材を買いよるわけばってんが、そこら辺で、係長でもよかですけど、どういうふうなお考えをお持ちかですよ、その見解を聞かせてください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。先ほど議員御指摘のとおりですね、このままの状況でいけば基金は10年ぐらいで枯渇をいたします。現状といたしまして、丸太だけではなく、製材をして販売をするというようなことで、予算的にも、その辺の歳出の費用も含んだところで計上をいたしております。実際、その製材にするかどうかというのは、実は主伐をかける前に各方面、森林組合さんとか県森連とかに御相談をして判断をしよるわけですが、なかなか製材コストもかかって儲けの部分が出ないと。24年度に熊本木材さんに視察研修に随行で行った際にも、熊本木材の社長さんが今後製材業をしても厳しいというようなお話をされました。そういうことで、材としての販売も難しいですし、住宅会社等々と共同でやるということについてもなかなか厳しいんじゃないかなということで、打開策が、正直言ったらもう打開策が見えないなというような気持ちでおります。ただ、伊万里木材市場というのがありますが、そこは鹿児島県の曾於市にツーバイフォーの住宅用部材製造をするというようなことで、鹿児島県内、南九州のスギ材を加工して販売をするというようなことで、話を勧められております。依然として外材のほうが住宅資材としては、価格面でも品質においても良いというような話です、なかなか国産材が苦戦をしているという状況になっておりますのでかなり厳しいんじゃないかなというふうに考えております。

○川下委員

今度、町長にお尋ねしてよかですか。折角ですよ、森林組合さんをお願いして色々、間伐から何からしよっとばってんですよ。ここで、できれば定住促進も含めて家一軒分の材木を、こっちに家を造ってあげたら提供しますよとかですよ、定住促進も含めて、そういうふうな、どっちにしても今言いしゃごと材木の単価が上がらんとやったらそういうふうなことをしたらどがんかなと思うとばってんが、町長はどがんですかね、そこら辺は。

○町長（岩島正昭君）

今、るる担当課長が申しあげましたとおりに、木材の市場価格というのはなかなか厳しい状況でございます。1次産業、2次産業等々にしましても今、6次産業化というふうなことでどんどん異業種交流会等々やっておりますけども、もう今までの素材売却はあてにならんということで、林業等々ももう6次化の時代じゃないかというふうな話で、森林組合の総会等々でもお話をしておりますけども、町か森林組合でそういうふうな製材所をやった場合に地元で2業者製材所がございますからそこら辺も活かさないかということでなかなか思い切って計画が出来ない状況でございますけれども、まあ、何とか……山というのは半分以上ございますからその辺については何とかこう検討せにゃいかんということで県ともお話ししておりますけども、県も木材推進をしよるやっかていうことを言いよらすけども、ありゃクリークの杭柵ですもんね。その間伐材利用だけですよ、今のところは。だからもういっちょ踏み込んだところで何かないかなという模索はしておるところでござ

います。もう一つが……議員のおっしゃるとおりに、牟田議員の議会等々で質問があったと思いますけども、どっちみち町営で小さな分譲住宅を造って、若者の定住促進等々に寄与したらどうかというふうな話もございまして、その時に広域農道沿いに通勤距離の範囲内に何区画か造って検討しましょうという答弁をやっておるところでございます。で、るる検討しよつですけども、まず住宅団地を造る以上は配水、河川があらいかん、水があらなきゃいかんということではなかなか、何箇所か検討しとりますけども。あとは農地等を買取しても高くつきますから、山、山林、原野等々を購入して宅地造成をすれば安くつくじゃないかということで、るる検討している状況です。そうなれば、おっしゃるとおりに製材してある程度、無節じゃなくして1面無節か2面無節をその住宅に充てると。あと製品の4面無節のとは資材等々で販売してはというふうなことを頭の中には思っております。

○牟田委員

決算書の274ページの一番上、処理場管理委託料250万7,100円で、これの委託の内容と入札でやっているのか、もし入札でやったなら何社ぐらいの参加者があったのかちょっとその辺を聞きたいと思います。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。委託料250万7,100円につきましては、業務といたしましては電気工作物の保安業務委託と浄化センターの保守・管理・清掃業務、施設の保守・管理業務委託、言葉が同じになってしまいましたが技術的なものの保守・管理業委託、日常運転管理上の管理業務委託、この2種類ございます。それから緑地広場の管理業務委託、トイレの清掃、この5つ業務を委託しております。それで電気工作物については業者は1社で入札等々は取れないんですが、保守・管理業務委託の分がおよそ189万円、その分については町内の3業者の見積入札によって落札者を決定しているところでございます。もうひとつの技術的保守・管理につきましては、技術指導等の意味合いもございまして、施設を建設した当初の業者でございます、西原さんをお願いしているところでございます。ですから入札関係については日常的な管理業務委託について、3業者で競争入札を行っております。

○牟田委員

この3社というのは技術的なものは同等とみなして取り扱いしよつて、その中で入札価格の一番安いほうで決定したということではいいわけですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

県の許可業者とういことで町内に3業者あります。それは当然同等の各々の技術を持っていらっしゃるという判断の基、見積りをお願いしているところでございます。

○牟田委員

それは入札の基本である、その3業者のなかでは一番安い入札価格で採用してるとい

ことでいいですね。

○環境水道課長（藤木 修君）

単純に低価格だけという判断ではございませんで、結局そういう業務に対しての請負経度、そういうものも条件として設定しておりますのでそこで外れるという可能性もございます。価格のみではないということでございます。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

休憩を閉じ、直ちに再開いたします。

質疑の方ございませんか。

○議長（末次利男君）

行政実績報告書の79ページの山林特別会計について質問いたします。先ほど来田川委員さんとか川下委員さんから詳しく質問がっておりますけれども、実情としてはこういう状況だというのはもうわかります。その中でも81ページの基金の目減り、いわゆる育成経費に充てる基金が将来的に安定財源としてあらんと今の状況も維持できないという状況の中で何とかしてここもですね1割弱ぐらいは積み立てはされておりますけれども、もう少しこの売り払い、主伐をする以上はもう少し積み立てをするような努力ができないのか。ここが大きな視点だろうというふうに考えております。80ページで、こいも田川委員さんからも話があって、スギとの比はどうかという話もありましたけれども。要するに本数とか材積、金額はお示ししていただいておりますが、この本数を調べられた以上は毎木調査でどれだけの材積があったのか、そしてこの材積も素材の材積なのか、製品の材積なのか。我々も去年、この主伐をした時に九木に視察に行かさせていただきました。市場のセリ人の皆さんからも多良岳材が出ましたからぜひ高く買って下さいよという掛け声をかけていただいたということで、当時は立米3万円ぐらいで販売できたんじゃないかなと思って、我々もある意味胸をなでおろして帰って来たという経験もございました。あと、主伐の委託料、いわゆる経費ですね。やっぱいどっかで有利に販売するためには努力しなければならないわけです。高く売れても経費が高ければ何にもならんわけですから。経費を抑えて有利に販売できるような方法。そこを考えていかんばいかんし、毎木調査と材積が、歩留まりがどのぐらいあったかということで良い材なのか悪か材なのか、手入れをしてあるか、してないか判断つくわけですよ。その辺が根拠としてあるはずですから、この辺を教えてください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。24年度の主伐の立木材積が1,566立米。立ち木の本数が3,974本、スギ・ヒノキ合わせて。素材材積が約1,258立米でございます。歩留まりが80.3%とスギ・ヒノキ合計ですね、なっとります。売上げ額が1,572万8,361円となっております。それから差し引きの消費税が75万5,738円、市場の手数料が209万1,059円、残りの預かり金が1,439万3,400円となっております。

○議長（末次利男君）

この材積についてはこういうことで。少しでも売り上げを伸ばすためには安定供給が原則なんですよね。よか時ばかり出すよりも、これは絶対、価格は高く売れません。それと安定供給をすること。それと主伐経費を抑えること。ここしかないわけですよ。運送経費を抑えるか、その経費を抑える。ここをもうちょっと努力をしていただくということがこの基金の積み増しに繋がっていくというふうに思う、やっぱりそれが林業の係としては大きな仕事だろうと考えますよ。作業委託にしてもしかり、作業経費にしてもしかり、これは場所場所で大分違いますね。たしかにそれはわかります。場所の良い所も悪い所も、一律こんくらいですよとじゃなくてですね、厳密な算定根拠を持って交渉にあたるというようなことをやっていたて少しでも売り上げを伸ばして、後年度の管理育成費に余力を持たせることが今の大きな仕事だというふうに思いますので、そういった面ではいろんな努力を。もちろん、今もされとるというふうに思うですよ。更にそういったことで力を入れていっていただければ。まず主伐をすることがやはり仕事に繋がっていくわけですよ。それで雇用を生む、仕事に繋がって雇用を生むわけですからですね。切らんとなかなか雇用を生まんわけですよ。しかしながら、無理して50年、60年ぐらいの弱齢木を拙速に切る必要ないという判断もあるわけですよ一方ではですね。現に屋久杉なんて3,000年せんと屋久杉と言わんわけですから、そいだけ年数を重ねるということは価値が高まるということですのでですね。ここも一方に置いていきながら、何としても経費を捻出するというのも大事だし、両方兼ね備えてどうやり繰りをするのか、これは至難の業ですけれども御努力をしていただくということしかないというふうに思っております。後はここで、記念市とか何とかには、良い材は製品出荷もされとるわけですけれども、24年度の主伐では製品出荷はされとらんわけですね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

24年度につきましては丸太の販売だけでございます。

○坂口委員

前々から木材の立ち木販売とか何とかいろいろ結構出よったて思うし、その辺な一回でん検討されたことがあるのか。そういう所がまず1点。そして今、例えば議長が言われるように森林組合さんと提携しながらしよっわけやっけんが経費面とかお互いが利益をどのように取るか、もうある程度、森林組合さんをお願いしとっつやっけん、森林組合さんも

採算のとれるベースぐらいで、ずっと続くわけですから、やはり町に幾らかでも貢献してもらおうような。まあ、ごろごろ変わるわけでもなかような状況やっけんですよ、その辺な森林組合さんの方も地元でもらいよっけん町に貢献してもらおうというような考え方の話し合いば十分すればある程度町に幾らかでも還元してもらおうとやなかかなて気はせんでもなかとぼってんね。その2点を教えてください。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

立木販売というようなことで検討はしたことはあるかという御質問ですが、立木で売ることについては課内等々で検討はいたしております。実際、立木で売った場合にですね、民間の事例ですが、きちんとした製材所ではないとバックホーですね、ユンボを持ってきてがぁーと道をつくって伐採をしてそのまま根っこあたり要らない端材なんかそのまま山に放置したりということで、雨が降って大分土砂が流されたとか、そういう話も聞きましたので、その辺は業者等々についてはきちんと選んで進めにかいかならうような話をいたしております。で、実際、立木で販売をするところまでは至っておりません。丸太にして販売をして、どうしても主伐かけた所は苗を植えにかいかんというような決まりになっておりますので今のところ丸太、あるいは製材をして販売ということを進めております。あと、森林組合さん等々の経費の問題ですが、先ほど末次議員さんからもお話がありましたとおり、急傾斜のところだとなかなか搬出等が難しいと。例えて言いますと、ある程度なだらかな風配のあの辺あたりは結構、路網も整備してありますので搬出にお金はかからないというところですよ。それと、作業員さん等の作業の安全面にも十分配慮をせにかいならんというところがございます。そういうところで作業員さん達の保険料とか何とかが必ず必要な部分もございますので、その辺は今後ですね。いつも発注の時にはなるべく安く安くというようなお話をしております。それから、主伐をかける際の立木調査等々についてもほとんどうちの職員と森林組合の職員さんも参加していただいて、ボランティアみたいな感じで森林組合さんの方には協力をして頂いておりますので、更なる経費のコストダウンについては検討しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○坂口委員

今努力はされとって思いはすつとぼってんが、例えば立ち木でもおなしこと、我々は詳しゅうなかとぼってん、立木を立ち木で買うていう人たちの、そういう業者のいろんなところにおられると思うけんね、そういうとを調べたいとかなんかしながら、優良な所あたりがあればね、立ち木で売るていう状況は、近くばかいじゃなくして、例えばいろんな所にもそういう人たちがおるんじゃなかかなて私は考えるわけね。そういう所を調べたりなんかしてね、別に九州管内ばかいじゃのうしてもよかわけやっけんですよ、ある程度企業として立派な企業、それなりに全国にはあるわけやっけん、その辺も含めて検討してい

ただければね、そしてなかなか製品にして売るっていうても非常に難しかたいね。我々は視察にいったいとかいろいろしてむっばってんが、実際、そんな時だけちょこっとは良かったっちゃね、実際、そいが続くかというぎと続きはせんとももあるし。ほとんど太良町は立木、切って売るか立ち木で売るか、その両方ぐらいしかなかごたっ状況の中で、やはり幾らかでも良い方向をあなた達が探してくれんぎと、まあ、いろんな佐賀県の出身の人たちもおったいなんかするわけやっけんが、その辺も含めて検討していただければなと思いますけれど。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

立木で購入をされている業者等々についてはもう1回きちんとうちのほうで調査をしたいと思います。……コストダウンとかその辺も今後検討をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（末次利男君）

それでは次に、行政実績報告書の82ページ、後期高齢者医療特別会計について。後期高齢者は窓口業務ということで説明していただいておりますが、平成20年の4月1日から広域連合になって窓口になったわけですが、もちろん太良町の医療給付は県内でも優等生であって長年60万代ぐらいで推移をしとったわけですが、非常に最近急激に上がってきたというふうに感じております。まあ、国民健康保険にも言えることですが、これをどう抑えるのかということ。最終的な医療は生活する上でのセーフティネットですので、これを規制はできないわけですが、いわゆる早期発見につきるんじゃないかなと感じます。そういった意味では早期発見と3つぐらいは私の考えではあって思います。もう少し健康診断ですね、早期発見するための健康診断の受診率を上げる。義務化はできないのかなという感じはしますよ。それと重複受診、非常に高齢者あたりは。あっちもこっちもそっちも、重複受診がですね、これは必要であればそれはいいですけど、逆に副作用をして体を壊しておられる方がおられるということも耳にしています。それと、重症する前の予防、やっばい健康指導ですたいね。この3点が合わせて、制度の運営の効率化に繋がっていく。ようするに外来受診の適正化というですかね、そういったものをもっと本当に。もう一步踏み込まんと、とめどなく医療費というとは上がって行く。高度医療も先端医療もいろんな医療も技術は進歩はしておりますのでですね、医療費は毎年毎年上がっていくんだというふうに思います。それでももちろん今回、高額医療についても見直しをされているようですけれども、ここはやっばいセーフティネットですもんね、高額医療制度があるということは。たしかにこれは大事であるというふうに思いますのが、それ故に盲点があるということですね。この受診率がどのくらいになるのかですね。本当に毎年毎年努力をされながら、健康指導がどれくらい、前年と比較してプラスアルファをされているのか。この重複受診への対応あたりは役場ではできないわけですね。この健康増進の方ではですね。こ

れは医療機関ですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

議長さんがおっしゃるとおりですね、医療費の抑制については早期発見と健診、重複頻回受診の抑制と訪問指導というふうなことが一番今のところ考えられる有効な手段だというふうに考えております。頻回受診等についてはレセプト等、そういったデータは全部広域連合の方にいきますのでその中で頻回受診の対象者をリストアップしてその分の訪問指導ということで広域連合の方で行っていただいております。それと健診についても特定検診ということで60%、目標を高くもって今進めているところでございます。23年度からすれば4ポイントぐらいはアップして頑張っ、24年度は昨年対比で4ポイントぐらいはアップしてたかと考えております。それでもまだ40数%ですので全然目標には達していないわけですが、そういうことで受診率アップには力を入れていきたいというふうに考えております。その受診結果でデータの悪い方については保健師が訪問指導という形で個別に家の方に出向いて訪問指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（末次利男君）

国民健康保険について質問いたします。行政実績報告書に書いてありますとおりに年齢が高く、医療水準が高いと。年齢構成ですね。合わせて所得水準も低い方と。ということで非常にあの構造的な問題で国民会議あたりでは県の連合にという方向に進んでいるという報道がっておりますけれども、このままでは一般会計からの繰り入れ、自転車操業をやるしかないという状況のなかですので、大きな財政負担になるということが考えられます。いわゆる、世代間の負担の公平性、あと自己負担割の見直し、こういったものも今後大きく検討されると思いますけれども、今70歳から74歳の患者負担は基本的に2割に、法律では2割ですが、今軽減で1割になっておりますけれども、この対象者とその対象額はどのくらいなのか、わかってですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

国保の前期高齢者は70歳から74歳の方で男子が224名、女子が276名の500名でございます。

○議長（末次利男君）

1割に軽減措置ばしてあつとの額はわかってですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。前期高齢者の費用額が約3億4,700万でその内の一部負担金が5,100万ぐらいが本人負担になっておりますのでその倍額が。1割は大体5,100万ぐらいということになっております。

○議長（末次利男君）

要するに今後医療費は増大していくというふうに見込まれますが、国保並びに後期高齢者の基盤安定に向けた国の動きが非常にいろいろ報道でされておるんですが、方向性としてどういうふうになっているか。

○健康増進課長（田中久秋君）

議長さんおっしゃるとおり一応、国民会議の方で国保の保険者は県で一本化ていうことで答申が出され、政府の方でもそういう方向で進められて、今国会でそういった国保のみならず年金、少子化そういったもろもろの保証制度のプログラムの骨子についてどういうふうにもっていくかていうことを今度の臨時国会で法案を提出されるということで聞いております。その中で29年度の間には保険者は県で一本化をするというふうな内容になっておりますが、まだはっきり成立したわけじゃないとですけど、まあ、そういった方向で今話は進められていると。その間に低所得者層の緩和ということで消費税が今度8%に上がりますが3%分を社会保障に充てるということですので国保に関しては低所得者層の軽減の拡大を26か27年度で行うというふうな事になっております。それと世代間の公平ということで議長さんがおっしゃってましたけれども、国民健康保険税の限度額について引き上げが検討をされております。どうしても中間層に負担が重くのしかかっているというふうなことで所得が多い方は相応の負担をお願いをしたいというふうなことで国保税の限度額の見直しが検討をされております。それと先ほどおっしゃってました前期高齢者70歳から74歳の今1割に抑えられている分を2割負担にするというふうなことでこれも近々、早ければ来年度からそういうふうになる方向で話が今進められております。もう一つが高額療養費の見直しと。今、大体3段階ぐらいに細分化されとっとをもっと所得に応じた形で細分化されて負担限度額を見直しが検討をされてる状況です。

以上です。

○副町長（永淵孝幸君）

ちょっと先ほどの事に関連してですけど早期発見・早期治療でですね、実は私が町長の代理で祝辞を読み上げた後に仕事も忙しかろうばってん健診にいたってくださいと。やっぱいこの国保関係でですね、かなり厳しい状況になるていうようなことで言うたところ、たまたまそこで笑われたとですけども、マルチ張りの会場にいたとったとですけどね、マルチも張らねばらんとかの中で仕事も忙しかろうばってんが健診も必ず受けながらそういう仕事をしてくださいよという話をしたんですけども、ある方が行ったと、そいぎとわかったて、そいけんあんだの言うっくいたけんて。そういうことを言うていただいた方がいらっしやいます。で、役場の先輩ですけども最近おうて、そういったことをちょっとあいやったけんいたたいえ、そいぎにやはよう早期発見・早期治療やったていうようなことで大事に至らんで良かったという話も聞いておりますのでやはりこれは、我々ももちろんですけども、皆さん方と一緒にあってそういった。おりや元気かけん病院にいかじよ

かて、元気か人ほど健診に行かんばと。どがんじゃいあつもんは早よ病院にいたつくんさいていうごたつことを言うたわけですけど、そういったことで努めていかんと、我々が団塊の世代で高齢者になっていくような人がふえてきよっけんが、これは後期高齢の中でも話出たっですけれども。そういった指導ていうとを全部が一丸となって取り組んでいかんばいかん。やっぱり本人の意識改革が一番大事だと思いますけれども、そういった方に導いていかんばいかんとは思っております。そういったことで議員の方にもぜひご協力頂きながら……よろしく。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

この超過勤務の状況を見て、恐らく国民健康保険特別会計に関係してくると思うわけですが、健康増進課の超過勤務の状況について、11月94時間、12月157、2月79、この3つが突出しとるわけですね。内訳を見てもみますと保険係のA、B、Cさんがそれぞれ結構超過勤務をしとんしゃっわけですけど、この勤務をされた内容ていうのですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

昨年度、国民健康保険の国の会計検査が11月にありまして、その事前の資料の作成事務と事後処理の作成事務と重なって療養給付費負担金の変更申請事務、それと調整交付金の申請事務と重なって例年になく超過勤務状況になっております。

以上です。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

この時期に会計検査のあつていうことは年度当初からわかとったとですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

正式には9月末に太良町に入りますていうことで決定したところですよ。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

なるほど、内訳はわかったわけですけど、保険係にA、B、Cさん、健康づくり係にA、B、C、D、Eさんてそれぞれおられますが、この辺を仕事の内容をうまく充実さして横の連携を取って片方にこがん超勤がないようなお手伝いとかていうごたつとは健康づくり係から保険係にやりましようていうような連携は取れんとですか。

○健康増進課長（田中久秋君）

お答えします。連携を取れる分もあるかと思いますが、今回の事例についてはなかなか取りにくい事案でしたので保険係の方の超勤が増えた現状でございます。

○議長（末次利男君）

決算書の267ページの漁排ですが、いずれにしてもここは80%ぐらいが一般会計からの繰り入れで賄いよるといような状況でありますので、もう例年どうしてもどうにもならないという状況の説明を聞いておりますが、この収入未済額の240万1,720円の中身をお教えいただければなど。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えします。25年9月末につきまして、収入未済額が238万4,410円ございます。9月末で説明よろしいでしょうか。（「よかですよ」と呼ぶ者あり）その中身につきまして、実人数が10名です。個人さんが8名、額にして9万5,530円です。あとの2件が旅館さんで額にして228万8,880円という状況でございます。

○議長（末次利男君）

毎年努力しているという状況の中で何かもつれた糸がほとけるような結果はあっていませんか。

○環境水道課長（藤木 修君）

今申し上げました9月末、ことし人事異動等もありまして若干取り組みが遅れたんですが9月末以降10月に入ってから個人さんについて4人の方が完納をされております。額が2万8,340円。10月になってから滞納整理が進んで参りましたので、その後、個人さんについてあと4名いらっしゃいますけども、これらについても係の方でそれなりの見通しを現在持っているところでございます。一番大きな旅館業の方ですがこれについては地元の管理組合さんのほうに、新年度に入りまして情報をお流ししております。今後、我々職員とともに滞納整理の実現に向けて取り組んでいく予定でございます。

○議長（末次利男君）

一番大きいのは旅館さんの2件だというお話ですけれども、状況は厳しい状況にあって徴収ていうのはなかなか難しいなかで、休止世帯あたりが出てですね、漁排の今後は年々厳しくなるんじゃないかなと感じはいたしております。そういった中で接続率を高めるていうのも至難の業でもあろうし、もう何年かこういう決算書の数字が出てきておりますけどですね、根本的な解決策ていうのは、努力をしておりますで毎年毎年やっていくのか。あるいは今から先、先ほど保守点検ていう話も出ておりましたけれども、ここも老朽化をして長寿命化とか大型の支出が伴うような時期も、将来的には来るわけですから、その辺の機械設備あたりが、これは平成9年ですからまだまだ大丈夫だろと思っておりますけど汚水対策ですので一般的なものよりも耐用年数あたりは低いんじゃないかという感じがしますけれども、大体の見込みとしては、今の状況としてはどうですか。部品交換とか何とかの。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。浄化槽関連の内部機器のそれぞれの耐用年数ていうのは一般に10年であります。10年です。平成13年から稼働しておりまして平成22年度に10年目を迎えた段階で、すでに22年度から26年度までの5カ年計画で主要な機器部分についての更新を、実際今4年目になりますけど行っている状況でございます。来年度完了予定で、今後十二、三年程度はそのまま稼働できるというふうに思っております。それから、接続率云々については、先ほどおっしゃいましたけれども、今現在21未接続があるんですが、約

半数がこれはどうしようもないというような高齢で後継者もない、なかなか見込めないとか、あとの半数がそれなりの可能性を持っていらっしゃる方、そういうふうなところで今年度に入って後継者の方が帰られたのだと思いますが、新築がありまして1軒、接続が実現しております。今現在、決算段階で88.8の接続率が89.4まで改善しているところでございます。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので採決します。

よって、これより議案第64号から議案第67号までの4つの議案を一括採決いたします。
議案第64号 平成24年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 平成24年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 平成24年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第67号 平成24年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、以上4議案は、原案どおり認定すべきことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第67号までの4つの特別会計歳入歳出決算については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時44分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

議案第68号 平成24年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第69号 平成24年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

次に、議案第68号 平成24年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書の276ページから292ページまで。行政実績報告書では92ページから94ページまで。及び、議案第69号 平成24年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

課長の行政実績報告書並びに事業実績の概要説明を求めます

なお、説明につきましては、時間の関係上簡潔にお願いいたします。

○環境水道課長（藤木 修君）

《簡易水道特別会計の行政実績並びに水道事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

午前12時01分 休憩

午後0時59分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

午前中に引き続きまして、始めたいと思います。ただいまから質疑に入ります。質疑の方いらっしゃいませんか。

○牟田委員

この水道と簡易水道と、戸数と人口と合わせてみたら、戸数が3,055、人口が9,391人となつとるばつてん、外れた人が何戸で何人ぐらいおるかちょっと教えてください。

○環境水道課水道係長（安本智樹君）

戸数はですね、町全体の戸数は把握しておりませんのでわかりませんが。給水人口に対しての、行政区域内は9,821人で、給水区域内は9,410人でことで411人が加入されていないというふうになります。

○坂口委員

今回、簡易水道、伊福あたりの水源地に対して今回予算をつけるというふうなことで再度確認ですけど、新年度予算からぜひしていただきたいと思いますが、その確認で、町長が一番よかかなと思うとりますので、ぜひ、実行をして頂きたいと思いますが、それについて。

○町長（岩島正昭君）

その件につきましては、議長さん名で質問の文書等々頂きまして、回答をおあげしたと

思いますけども、回答通りに予算の指示をしております。

○議長（末次利男君）

関連して、恐らく決算委員長の報告の中でですね、平成19年度からずっと、特に伊福の有収率の59.24%ですかね。これは極端に低いということはずっと指摘してきたわけですが、この半分以上、漏水しとつということになれば、もうちょっと原因究明てわかいやすかつじゃなかろうか。ちかっとずつほげてわからんていうとはそらなかなかわかいにつかと思えるですもん。しかし、半分近く、4割以上あげた水よりすたいよってことになれば、もうちょっと原因はわかるとやなかつかなと思えるですけどね。それはやっばい、わからんとですか。大量に出よってということですよ。ごつとい漏水調査はしておりますて言うばつてん、どこ見て漏水調査をしよつとやいろて、素人からすればそういう受け方をするわけですよ。毎年毎年、こういう指摘ばしとる中での結果ですからですね。わからんとですか、やっばい。

○環境水道課長（藤木 修君）

今現在、59.24で40数%が恐らく漏水と予測されます。あそこも漏水修理等をしてみますと、あの地区については、いずれも本管漏水の場合、そこに瓦礫が、上にそのまま配管してあるような状況で、漏れる水も下の方については、上の方に発見されにくいと。そういう箇所が多いんだと思います。23年度に漏水調査を業者委託して行いまして、その直後はかなり有収率も、ただ一月ですけど上がりました。ただそれどもやはりほかの方にいってしまうと、また、同じ事を繰り返す必要があるというふうな状況です。その繰り返しの状況です。かなり難しい地区であるというふうに思います。

○議長（末次利男君）

私も素人的な判断ですけど、一回止めたところはまた次、それは当然そうなりますと。全体的に老朽化しとるわけですからそうなると思いますけれども、少量の水がしみてぐらいはなかなか漏水調査で感知しにくいと思います。大量の水が流れよつとに地下にいが、流れを感知するわけですから、恐らく感知のでくつとやなかつかなと。少量はなかなか難しいと思えるですよ。素人ではそういう感覚を受けるわけですよ。なんの、半分は捨てよつわけやっけん。そいけん流れよつとのわかつとやなかつかいて、そらほんなごてどがん調査の仕方ばしよんのか。ちょっと我々素人では考えられないような状況ですよ。こいが80ぐらいで調査ばせろて言えばなかなか難しかかもしれん。しかし、そういう状況ですから、こいも何年指摘ばしながら調査ばやとります、やりますていうてきとつとですよ。なおかつ、こういう状況ということは、これはもう敷設替えを完全にしなければいけないということですか。どういう判断ですかね。まだまだ漏水調査をしながら部分的に改良をしていくという考え方ですか。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。特に伊福地区については23年度と同じようなやり方をしていけばその繰り返しになると、経費だけかさんでいくというふうな状況になるかと思います。先ほど坂口委員がおっしゃられたように、経済・建設常任委員会のほうでご指摘いただいた分では来年度から早速、全面的な改良を、もうイタチごっこはやめにして、全面的な改良を今、現在の新しい技術に基づいて行っていきたいと、それによって全く有収率の今までにないような改善が出来るはずだと考えております。

○議長（末次利男君）

今回は特に所管事務調査をしていただいて、ほんとにもう、これは言いつ放し、やりっ放しじゃなくて、やっぱい恒久的な事をせんばいかんですよということで所管の方が熱心にやっていただいておりますので、これはもう、全く今まで調査をやった結果がでたらんわけですのでですね、恒久対策として取り組んでいかんばいかんと思いますので、ぜひともそういうことですね。特にそいと2、3カ所ありますね、有収率の低い所がそういった所も数年経てばそういう状況になりかねないという状況にもあると思いますので、やっぱい有収率の低い水道施設についてはそういったことも踏まえて短期・中期・長期の視点に立って方向を考えていかんばいかんと。ただ、ほげたけんふせていくということも大事ですよ。しかし、当然想定をしながらやっぱいそういう方向で進んで、特別会計ですので入りを計りて出を制せんばいかん、これはもうわかりますよ。でも、いつかはどこかで長寿命化を、やり替えをせんばいかん時期に来るわけですから、そういったことも踏まえながらしっかりした計画の基に進んでいけたらと思います。よろしく申し上げます。

○町長（岩島正昭君）

今の件ですけど、坂口経済・建設委員長からも質問がありましたけれども、質問書をいただきまして、結局3年から5年間でやってしまおうという、もう一方は漏水調査をしても原因があんまいわからんと。今、議長からありましたけど、59.24の有収率であるというふうなことで、これは恐らく本線、本線ならば感知器にあたはずですよ。ただ、本線から分岐ですね、分岐は沢山あるけんが、まず、そちらのほうからやり替えろと、ですね。そして、最終的にどうなるか、あと本管もやるかという方法もありますけども、やっぱい畑の中とか、小さな里道の中とか、あそこんたいは恐らく漏水調査が果たしてぴしゃつとでけとつとかなと懸念をしとつとですよ。本線なある程度漏水調査も全部でけとるけんですね。だから、新年度からそういうふうなことで、まず、分岐から新しくやり替えろとふうな指示をいたしています。

以上でございます。

○牟田委員

今のとに関連してですが、売り上げにそれが関わりあるのかなのか、漏れよつとが。ということは、今漏れよつても今、伊福全体で使いよる水量はそれで満足できとるかと思

うわけですよ。不足しよらんて思う。それば 100%送っても使用料はそんならいしか、年間集まってこんで思うもんね。その漏れよつとが経費をかけて漏れよつとか、そら経費はかからんで漏れよつとかそこら辺も検討せんぎにゃね。有収率ていうてもお金ばつこたしこしか払わんとあつけん、どがん 100%の有収率があっても、そいけんそこのところをあなた達がどうあがんとするか。その漏れよつとまで経費をかけて漏らしよつなら当然、100%も全部止めてしまわんばいかんばってん、それが配水する時にはちょっと言えば 50%送っても 100%送っても送る経費は一緒てことなつぎにゃ、そこの所どう考えんばんとか、そこら辺の見解としてさ、使用料はどこでん、有収率の悪かとかいいでん、こい以上特別に上がってくつていうことはなかと思うもんね。そいぎにゃお金はつこたしこしか取られんとやつけん、使わんとまで取らるつわけじゃなかつじゃつけん。そいけん漏れよつとば金かけて漏れよるのか、ただで漏れよるのか、ちょっとそこんたいの見解を。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。まず、有収率というものは、各家庭のメーターにかかった水量が、配水地から送り出した水量の割り算ですね。配水量分のメーターにかかった有収水量、それが有収率です。ですから有収水量にかからなかった分、漏水しているであろう分は当然経費のかかった水です。それが各家庭のメーターを通る前にどこかで漏れているという状況です。要するにポンプで汲み上げて配水地に送って、それが各家庭にいくわけですけど、その途中で漏れている。メーターにかかった分だけしか料金は貰えませんから。

○牟田委員

そしたら、特別にこいだけ有収率の悪い伊福に限ってさ、1年間の上げることにかかる経費と有収率としてどのくらいて、今のはとても出んはずやつけんね、どのくらい経費をかけて上げよつてどのくらい回収できよつとかいうとが、そら当然、水道課としては掴まんばいかんことやつけん、後でわかれば、今のはとてもわからんて思うけんが。損得勘定せんぎにゃわからんとやなかね。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

伊福地区の配管の材質はどがんと。どういうふうな割合になつと。

○環境水道課長（藤木 修君）

ビニールパイプが旧来からの分はほとんどで、最近の改分においてはポリエチレン管を使っている、切り替えているのであります。現在主流なものはポリエチレン管になって、変わっておりますので。あとこの電気料ですね、電気料ていうか経費ですね。経費の主なものて人件費を入れないところで、主なものて言うて動力費になるんですね。動力費が伊福地区で年間 54 万 9,000 円程度ですね。あと薬品費あたり、あるいは消耗品あたりいくらか出てくると思います。それといろんな人件費、修繕料、償還金、いろんなものが積み重なってきます、経費が。水をつくるということて言えば動力費の 54 万 9,000 円が主なもの

のですね。

○牟田委員

そしたら、単純にこの40%はもうちょっと今のあれからいけば無駄にないよっていうことか、その計算で行けば。単純計算して。

○環境水道課長（藤木 修君）

当然、有収率にかからないものについては無駄と言え無駄という表現ができると思います。ただ、どうしても各施設全て100%というのは恐らく無理だろうと。まあ、例えば配水地のメーターはこんなでかいのがあります。それだけ感度も、各家庭の小さい13ミリのメーターとすると感度も落ちてきます。ですから不感水量みたいなものもあります。そして皆さん御存じの通り、冬場凍らんとちよろちよろっと出しよればメーターにかからんとかいうふうな、やってらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうメーターにかからないでふえる分もありましょうし、まあ、100%は無理だろうと。

○町長（岩島正昭君）

今、牟田議員が言いよらすとは結局、そういうふうな維持管理、伊福地区の維持管理、人件費から何から、電気料から動力費からトータル的にいくらかかると。集計ばして、そいで水道使用料ばいくらばかいもらいよつろ、そいば参考のため後で。集計ばしとって、差し引きのどうなつか。

○環境水道課長（藤木 修君）

そうですね、すいません。町長御指摘いただきまして、今、牟田議員さん後でておっしゃってた資料をお作りしましてお渡ししたいと思います。

○坂口委員

一つ聞いてよかね。今、メーター器、敷設の切り替えばどンドンしていかれよつとやなかなって思て。こい何年に一遍切り替えるのか。例えば5年なら5年、10年なら10年。例えば耐用年数等があつたいね、そいで切り替えていきよんのか。今使いよるメーター器で1年ぐらいのばさるんのか。その辺のとこいば、耐用年数で全部変えていきよんのか、その辺ばちょっとおそえてくる。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。メーター器の耐用年数は8年です。今、簡水も上水も町内すべてを7年サイクルで交換しております。なぜ、8年を7年ですかということ、修理をする年がありましてその年は貯蔵品として保管しておきます。翌年に切り替えるものですから通算ではやっぱい修理してから8年にかかる、7年何ぼはかかるというふうな計算で7年サイクルで交換してるところです。なぜそうするかということ、これは物を計って料金を頂くということで計量法の規定によってそれは義務付けられていることですので、これを10年に延ばしたり15年に延ばしたりとはできないということです。

○議長（末次利男君）

この経費の問題ですけれども、検針業務を委託しておりますたいね、民間に。それが古い所、新しい所、新しい所は完全にしておりますけれども、例えば自分のうちのメーター器のところを見てみますと、全く下がぽーんとなって、泥がいっぱいしとるわけですよ。ほとんどが下にあって、あとコンクリとか舗装とかして、全部低くなつとりますね。検針される方が本当に苦労されとるという状況。特に雨降りなんかはもうメーター器の針がわからんという状況にあると思うんですよ。それで、もうちょっと工夫はされんのかなという。まあ、こりゃ個人的にすべきやろて思いよってですけど、今回私も思いきってスコップで下ば掘ってですね、ぽーんてなっごとしたっですけども、こら大変、恐らく山間部辺りは特に、家の裏にあってみたり、あるいは畑の側にあってみたり、メーター器がまちまちなんですよ。その辺の管理あたりは、もちろん本人の、個別の、個人的な努力すべきやろうと思いますので、そういった指導あたりをしていかなと、あら非効率だというふうに、私も一回検針業務をしてみてもいいですね、その辺は強く感じておりますので、何らかの方法で。ちかっと厚かマットばしいてモグラの持たんとか。そういう方法があるのかなのか、その辺を検討していただかんと、あら、検針する人は大変ですよ。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。基本的に公道以内の民地の分については個人管理なんですね、メーター器も含めて。取水栓あたりから漏水している場合は、水がもったいないですから我々の負担で行わせてもらってます。その時には当然、メーター周りもきれいになるはずですが、本来、通常の管理というのはお客様にさせていただくべきものであると我々はそのスタンスで行っているところです。

○議長（末次利男君）

もちろん、宅内になりますのでですね、多分そうであると思いますが、ただ普通放置しておりますので、各戸にPRなりなんなり、役場あたりでしてやって、なるだけ効率よく検針業務が出来るようにして頂くという方向を取っていただきたいと思います。

○環境水道課長（藤木 修君）

お答えいたします。メーター器周りの衛生面あるいは物を置かないとか、それから犬を繋がないとか、そういうことについては広報等で逐次皆さんにPRをしていきたいと考えております。

○江口委員

今のとお尋ねですけど。分介点ていうですかね、分介点、メーター器のあるところ。本来、電気でも電話でもメーター器のついでですたいね。そこが分介点でなるとこまでの部分については当局が保守から何からするとが普通のところの、そこまでが管理業務だと思うんですけど、今の話では本線から入った分は個人さんの管理ていうふうに言われ

よった話ばされよったですけど、そこのびしゃってした、何か載っつとつとですかね。

○環境水道課長（藤木 修君）

私がちょっと、古い記憶で申し上げておりましたけれども、先ほど。今は止水栓までうちが管理しているようですね。申し上げございません。ちょっと昔の記憶でしゃべってしまっています。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので、採決します。

最初に、議案第 68 号 平成 24 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案どおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第 68 号 平成 24 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 69 号 平成 24 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第 69 号 平成 24 年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

ありがとうございました。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後 1 時 27 分 休憩

午後 1 時 44 分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

議案第 70 号 平成 24 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○決算審査特別委員長（下平力人君）

次に、議案第 70 号 平成 24 年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

事務長の事業実績の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、時間の関係上、簡潔にお願いいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

《町立太良病院事業会計の事業実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（下平力人君）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。

なお、節度ある質疑にするため、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、決算書及び審査意見書のページを言ってから質疑をお願いいたします。

質疑の方ありませんか。

○田川委員

診療科目別の患者の推移という、これちょっとこっちのなんですけど、監査委員から出ている資料の 50 ページ。診療科目別患者数の推移というのを見ております。外来が 24 年度が 5 万 1,741 人ということで、その中で整形外科が約半分ですよね。その前に一つ教えてもらいたいですけど、今 5 科目診療科がありますけど、これは全部フルでやってないと思うんですけど、小児科とかですね、営業をいつ、何時までやっているとかちょっと教えてください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

今現在でよろしいでしょうか。内科は毎日、午前午後やっております。小児科に関しましては月水金の午後です。外科に関しては火曜日が休みの場合がありますがそのほかはやっております。整形外科は午前中はフルでやっております、午後が手術対応となっております、手術が終わってからは時間がある場合は診ていただいております。耳鼻咽喉科が月曜と木曜の午後になります。

以上です。

○田川委員

私も一度、院長先生に膝を診てもらって。非常に患者さんも多くて結構繁盛していると思ったんですけど。ほかの診療科の方で、今外来の患者が落ちているということでしたけど、どこに原因があって、今後どうしていくつもりなのかというのをわかりましたらお聞きしたいんですけど。

○太良病院事務長（井田光寛君）

減少している診療科としましては外科と耳鼻科が多いかと思うんですが、外科はもう本当に外科的手術をやっていないというところが一番問題かとは思ってます。実際、内視鏡の検査で、内視鏡も手術というものに含まれる部分もあるんですけど、内視鏡自体もそんなにふえていないという所があって、なかなか集客する材料がないというのが現状ではあります。耳鼻咽喉科に関しても毎年毎年減っていて、実際、大学からは週3回の午後來ていただいてたんですけど、1日あたり患者さんが10名いない時がよくあって大学の方より週2日で良いんじゃないかということで、実際、耳鼻科の処置内容を見ましても、ちょっと耳の処置をするだけぐらいの診療内容、そういった患者さんしか来られてない。耳鼻科に関してもやっぱり手術をしないと患者がふえないというのはありますので、ここは今後増える見込みはないのかなとは思っています。まあ、そういった所で減少しているって所が大きいのかなとは思っています。

○田川委員

今、患者数が少ないからお医者さんの勤務も少なくなった。考え方によっては診療日数が少ないから患者さんが定着しない。毎日やってないからとか、週に2回しかやってないからなかなか行きづらいという面もあると思うんですよ。もし、患者数が少ないということで2日、そしたら2日から今度はまた少ないから1日とかなるかもしれませんのでなるべくそこら辺を維持するとか、もう少しふやすというような感じでいったほうがいいんじゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

○太良病院院長（上通一泰君）

耳鼻科に関してですね、週3回来て頂いてた時もやはり、数としては増えない。今後、外来総数をどうするかでことごとくと、内科の医師が今年から3名体制になっています。午後、どの先生が診るかということは今まで決まっていなかったんですけど、今はもう、午後はこの先生ということで決めてしっかり対応するようにしていますので、この地域の病院としては内科のプライマリケアと、かかりつけの機能というのは非常に重要だと思いますので、そこで内科の患者さんをふやして、結果として外来総数がふえればいいなということでやっていきます。

○太良病院事務長（井田光寛君）

付け加えですけど、耳鼻科に関しても2回に減る時には大学の先生とも何度も話をしたんですけど、どうしてもやっぱり患者数がもう、過去の3、4年間ふえていないと。そういう所で派遣が難しいということで、ほんと申しわけないんですけど、そういう状況です。

○平古場委員

いつも言うようですけど、この間区長さんとの協議があったんですけど、ぜひ小児科の方を何とかしてほしいと、毎年要望しているんですけど、今、月水金の午後だけですね。そしたら少子化の努力ばせろということできばって言われよつとに、小児科の病院がない

ということで。夜中何かは嬉野の方に皆行かれています。だから何とか太良病院に小児科をして頂きたいと、先生を呼んで頂きたいことは再三言われてるんですけど、まだ、その進捗状況ていうか医者の確保とかはまだ難しいということですか。

○太良病院院長（上通一泰君）

現状として、小児科の医師がすぐ、常勤になるていう話は今のところありません。ただ、昨年度まで努めていた小出先生に対して今年も一度宮城まで訪問してます。事務長と総師長が訪問しています。つい先日ですけど、11月に小出先生が佐賀に来られる予定があったので、その時も私も含めて面談しております。あとはまた、11月の末になりますけど、またこちらから出向いて、勧誘、そういう活動をしていく予定です。あとは大学の小児科に対しても訪問を繰り返して、ぜひ、常勤をという活動は続けていきたいと思います。ただ、今のところ確定した話はありません。

○牟田委員

4ページの医業外収益の3項目目、補助金、1億3,183万円になっているんですが、これがどこから、どういう補助金なのか、これは継続して入ってくるものなのか、ちょっとお尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

これ、町からの繰入金に分になります。これは毎回話をしています、繰入基準に伴った繰入金で収益勘定として上げている分の合計の金額になります。

○牟田委員

そしたら、もうひとつ右の収入のところて第2項に補助金、小計680万7,000円、これも大体そのうちの補助金という理解でよろしいですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

すいません、どこですか。

○牟田委員

3ページのね。資本金収入及び支出の決算額の収入、第1款、第2項のこの補助金はその中に含まれる補助金でしょうか、どがんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。この2項に入る分は国保調整交付金ということで、3年間のうち1回休みで補助金、機械を買う時に補助金として申請ができるものがありまして、その申請をしていただいた分になります。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

4ページの損益計算書を見ております。医業費用の中の(1)給与費4億7,777万1,671円、別に前年度が云々じゃないですけど、前年度からすると、前年度が4億5,794万2,626円で、約2,000万ぐらい給与費が多くなっているものと思いますが、その多くなった要因

は。

○太良病院事務長（井田光寛君）

先ほど説明いたしました人員増、8名増員しているということで話を、決算書の方書いておりますけど、期の途中で出入りもあったりして、実質は9名ふえております。9名ふえた合計金額としては合計で2,700万程度増額しております。実際それだけふえているんですが、昨年度給与改定を行ってます。それで、本給を手当に持っていったりして、まあ、退職金積立額が減ったとか、社会保険料、そういったものが減ったりとか、そういったもので700万ほどの減額がありました。差し引きで1,980万、まあ、2,000万近くの増加ということになっております。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

確かにお医者さんが増えて増額はわかるわけですが、この医業収益に対して給与費の占める割合が前年63.3%、24年度に関しては66.3%になると思います。お医者さんをそれだけふやすにはこの医業収益がどうしても上がってこんど給与費の占める割合がどうしても60%あるいは50%代には当然ならんと思うですよ。その辺の今後の見通しとかどうかというかを聞かせていただきたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

今、おっしゃったとおりで今年は66.3、66.4%近かったと思います。人件費率がですね。目標値としては収益としてプラスの4,000万ぐらいの7億6,000万近くを目標として1年間通して先生方とも話しながら全員で頑張ってきたところなんですけど、なかなか患者が増えていかなかったという所で目標値に届かなかったというところです。まあ、目標値までいってれば62%ぐらいの人件費比率になっていたところなんです。とにかく、そこまで上げるという努力をしていく所存であります。あと、比率を60%以下にするっていうのは前年も言いましたように退職金組合の分、その部分、ちょっと今は動けない状態ではいるんですが、その部分で、組合に去年、繰り入れている部分が5,000万あります。それは給与費の25%、5,000万になります。一般の病院では半分以下の積み立てで十分退職金を払っていける状況であると思っておりますので、それが2,500万ぐらいで済んだら確実に50%代にはなるんですけど、ここはちょっとまだ、今はつきり動ける状態じゃないので、とにかくまずは収益を上げるという所で頑張っていきたいと思っております。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

その退職金積立を減らすのはさておいて、それが実現すればなお結構というところを踏まえた時にどうしても医業収益を上げんといかんわけでしょうけど、随分減った、じゃ今もいろんなチームを作ったの会議だとかなさつつと思うんですけど、頑張っていくとは確かでしょうけど、じゃ今後どういった方策を持って、あるいはどういった戦略を持って何とかこの目標を立てた医業収益に近づいていこうかという、そういった方針で言いますか、

方策て言いますか、考えておられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。ことしですかね、地域の介護施設とか、太良病院との連携をもっとうまくとって患者のやり取りできるようにと思って、介護施設のスタッフも一緒に私達の病院のスタッフと一緒に研修会を行ったり、そういったことを行いました。そういったのをまずふやして行って、施設間の連携をうまくとって患者の紹介をたくさんいただくようにするという。まあ、そういった研修、太良町全体の研修活動ですね。医療から介護にどうしても繋がっていて在宅というふうな流れが今後益々ふえていくと思いますので、その辺の連携をうまくとって行って患者さんが外部に流出しないように太良病院に来ていただくように、そういったことを最終目標にして、そういった研修会は今後も続けていきたいとします。あとは、やはり町外への広報活動というのは、今後、広報紙を作る様なプランを立てております。そういったことで町外からの患者もふやしていく方向性で話は進めております。

○決算審査特別副委員長（所賀 廣君）

あの、救急告知病院になっとっですよね。昔ほど、悪い言葉で言えばクレームと言うですか、太良病院は受け付けてくれんもんじゃとか、いろんな意見が飛びかっと思ったように思います。それと、他の市町への患者さんの流出、長崎方面に行く方も結構おられると思いますんで、そういった方たちの意見収集等も入れてですね、じゃ太良病院はこういうふうにしてくるっぎこっちにくっさいねとか、そんな意見もあれば集約して皆で会議内容の一つにしていだければなというふうに思います。流出患者をとむっていうとは確かに大事かでしょ。そのためにはやっぱりある程度の設備が要り、スタッフが要り、体制の良さというですか、受け入れの良さが良いていうことが必要になってくるでしょうけど、もちろん時間外も含めて、その辺をぜひ皆さんで話し合っていたいただきたいなと思うですよ。外部の声を聞きながら、どうです。

○太良病院院長（上通一泰君）

時間外の患者さんの受け入れ、特に救急告知をしてますけども、先ほども内科の診療機能のことで言いましたけれども、まず、プライマリケア、かかりつけの病院としての機能を上げるということで考えてやっております。どこまで受け入れるかっていうのは非常に難しく、できればどんな患者さんでも受け入れてっていう体制が望ましくはあるんですが、内科の医師と整形の医師、で当直する医師ていうのは一人ですので現状では難しいんですよ。一般的な話として60床規模の病院で医師二人当直とかいうのは体制としてやっぱり難しいんですね。当直回数が増えてしまいますから、もう、日勤帯の医師の疲労に繋がるのでちょっとそういうことが難しいんです。人数がいなくなかなか全てに対応するところは難しいと考えています。ただ、当直してない医師にも連絡が取れる体制は取って

いますので、自分の専門以外の患者さんが来られても連絡を取り合っただけ対応できるよう、ということではしています。すいません、答えになっているかわかりませんが。

○坂口委員

先ほど、耳鼻科が3人から2名になったと、その午後あたりに手術あたりはしていただくんですかね。そこనికిどがんなととですか。

○太良病院院長（上通一泰君）

耳鼻科の手術ていうのがですね全身麻酔が必要なことが多いですね。麻酔科の医師がおりませんのでそこら辺が現実的には難しいと思います。

○坂口委員

今までは町営ということではほかの民間の病院あたりを圧迫するというので広報が非常に難しかったわけね。例えば病院報とか町報じゃなかけど、そういうとば出したいとか、太良病院中身を色々わかってもらうための広報活動が非常に難しかったというところがあったですもんね。今、事務長は広報活動もしていくていうようなことを言われて、その辺の緩和ができたとかだと、非常に良い傾向になっていくかなと。その分、地域に出て行って、紙とか何とかならいろんな問題が、例えばまた、町立病院がこうしたとか色々な問題なのでてきたいなんかいすつけですよ、ぜひ、事務長あたりはいろんな、区長会とか老人会とか会合の折にそういう中の体制、今の内科のそういう体制もしよりますよというようなことをやはり十分言って、広報ばどンドンやってしていただければ、そういうともわかってもらえば結構よそに流出しとる人達もある程度少しづつはふえていけばいいんじゃないかなと思うけん。その辺をぜひ、事務長あたりは町内の広報活動ば、特にやっていただければなと思いますけれども。

○太良病院事務長（井田光寛君）

ありがとうございます。そいった老人会とかそいった会でですね、本当はこちらから積極的に行くべきなんでしょうけど、なかなか、あちこちあっている日にちとかよくわからないともありますので、皆さん方、できればそういう会に呼んでよかよっていったみたいなことを言っていただければいつでも行く方向で、病院としてはそいったスタンスでやっていきますのでぜひ、そいった会、呼んでいただければ助かります。

○坂口委員

結構、そういうとは総務課あたりはある程度情報は持つてると思うけんですよ、その辺の連携を、役場の会合とかの連携を取りながらぜひ、ふやしていってもらいたかと思うけん。

○太良病院事務長（井田光寛君）

ありがとうございます。

○牟田委員

ちょっと小さなことですが、13ページの1日平均入院が41.3、外来が176.6。今の医師の皆さんの1日の外来処理能力というのは、それはこの1日平均の患者さんに対してどういうふうでしょうか。そこら辺がもう少し仕事出来るのか、これで大体、今のスタッフではこのぐらいの患者数が適正と思われているのか。ちょっとそこら辺を。

○太良病院院長（上通一泰君）

この数字はまだ適正とは考えておりません。まだ、一人の外来患者数についてはまだふやせると思います。そういうことで医局会でも外来数についてはいつも報告をして各医師にお願いしているところです。

○牟田委員

私が来た時、たまたま順番的にそうなったのかわかりませんが、かなりの長時間待っておられた、そして午前中はもうできないから午後に又出直してこんばいかんていうタクシー一代もいってこれて。目の前でそういう事例があったもんですよ、もし、これが180人とか200人とかでもう能力が大体、今のスタッフではということになれば大体番号札か何かでそこまでぐらしか受け付けをもうしないとか何とかそういう方法を逆に取った方が患者さんは嫌な思いをして途中で帰ったりなんかということが無くなりゃせんかてそんな時思うたもんですよ、そいけん能力的にどうかというとはお尋ねしてそこら辺を何とか工夫して患者さんたちが嫌な思いをなるべくされんで来てもらうような方法が何かあったらと思うてですよ。そいでちょっとお尋ねしました。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お昼前の午前中どうしても内科の角田先生とかすごく多い日とかあります。そういった場合、受付は11時半ぐらいで通常は切ってますけど、その時点であんまり多過ぎたら、受付から内科の方には報告はするように、そういったことはやっちはいるんですが、患者様としてはどうしても診てくれて、待っとくけんて言われて待たれるんですけど結局もう昼からという場合が実際たまに起こったりしているのがあります。受付時点ではとにかく待っとくけんて言われるんですけど、だからもうそれで通してるという状況です。

○牟田委員

例えば、この病気、この怪我は何時から何時までは確実に自分のところで出来ますていう。逆にそうした方が来る患者さんも来てからだめやっけんていうてほかのところに行ったりなんかするよりもそこら辺が何かの方法でもし、ある程度わかるならさっき言われたように時間内に本人はいたとつても、何か処置をしてもらわんやっけんていうような不平不満が結構出てきているような感じがするもんで、そこは逆に太良病院はこの病気とこの怪我はこの時間帯なら必ず処置できますていう。何かそういうあれが、予備知識が町民の方にもあられたら何か最初から時間外とか何とかいうごたつには自分から進んでほかのと

ころに行くていうようなこともできるもので、案外そこら辺が不信感に繋がるとを逆に良い方向にいくとじゃなかるかにやてちょっと思ったですけど。

○太良病院院長（上通一泰君）

恐らく、今の話は私達整形外科の、午後手術したりしてて、よく連絡が入るんですね、手術中もその怪我の患者さんが来たいと言われているというような内容の電話が入ることがあります。手術が毎日きっちり入ってる、予想がつくならいいんですけど、入らない時は入らないんですね。対応できる時はできるんですね。なので、そういう形で受け付けから電話をもらってちゃんと対応できるのか、あと、お待たせする時間とか一応伝えて問い合わせしてくれた患者さんにお話するようににはしています。今の段階ではそこが計算が立たないところなんです。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

審議中ではございますけど、10分間休憩を取りたいと思います。

午後2時30分 休憩

午後2時39分 再開

○決算審査特別委員長（下平力人君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。
休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。質疑の方ございませんか。

○江口委員

小児科の話でちょっとお尋ねします。これは答えたくなかったら答えなくてよかったですけど、小出先生の件ですけど、24年度までは在籍しとらしたですよ。先ほどの答弁で患者数の増減にはあんまり影響なかって述べられたとは、もちろん小出先生がおらしたけんの話ですけど。保護者の要望書を出した関係で聞きたかたですけど、小出先生が転出されてからの増減はどがんですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

25年度になりまして、小児科の方は週三日しか出ていないということで減少はしています。

○江口委員

それは具体的には目に見えてていうことですかね、ただ具体的に少しずつ。

○太良病院事務長（井田光寛君）

どちらかと言ったら目に見えてていう、3割ぐらい、ちょっとすいませんことしの数字は持ってきていませんけど、3割ぐらい減ってはいます。大体のところ。

○江口委員

保育園の保護者さん達が要望書を出されて、本人さんには手渡してもろうたと思いますけど、先ほどの院長の答弁でも努力はされおっという事は聞いたとですけど、見通しとして帰ってこられる可能性はあつとかですね。ただ一つの原因として聞いたところは、小出先生が太良ばいやって思わしたとは子どもを診る前に、子どもの親も診らにやいかんというば話したてやっけんですね。そこら辺はやっぱい、それだけ要望する以上は保護者の考え方も変えにやいかんと思うけんですよ、そいけんそこら辺ば知りたかったもんですから。帰ってこられる見通しはあつですか。ここ一、二年の間に、感触としてはどがんですか。何回か会われたつでしょう。

○太良病院事務長（井田光寛君）

ことしも、一度宮城に行かれてから私が3回会っています。一度は宮城に行って、つい先週、佐賀の方でも食事を一緒にしたところですが、全く無いってことじゃないです。向こうに行って二年ぐらいはって、小出先生が前話してた頃は二年ぐらいは、動いたからにはそこできちっとやっていきたいという事は言われてたのは確かです。でも、その後どうするかというの、はつきり言われませんので、そこら辺で私達も見通しがあるからこそ行ったり、小出先生と食事会をしたりとかやっていますので、希望というか、ぜひ来ていただきたいので今後も続けていきたいと思っています。

○江口委員

わかりました。私は間接的に、先ほどの親のしつけをやり変えにやいかんという話はですね間接的に聞いたつですけども、もし、それはあなたたちは耳にされたことはありますか。つて言うことは私も保育園関係の保護者等に関係がありますので、そういうことであればまず、あなた達が基本改めんと小出先生は難しかよていうことを。請願書を出した人にはですね、言えると思いますので、そこら辺はどがんですかね。はつきり教えてください、そこは。

○太良病院院長（上通一泰君）

直接聞いたことはないですね、そういう話を。小出先生の中にそういう思いがあるんであれば今度、先ほどから話しているようにまた行きますので、ぜひ聞いて来たいと思います。

○議長（末次利男君）

地域医療の中核病院として非常に経営健全に努力をされているというのはわかったつですけど、素朴に損益計算書を見ておりましたも、人件費もちょっとふえた、患者も減った、しかしながら黒字決算が出来た。こういうことは一般論として不思議ですたいね。先ほどから出ておりました医業外収益の件についてですね。恐らく日本中の自治体病院がそういったものに興味を示していると言っても過言じゃなかろうかなというふうに思います。この一番最初の走りというのは小浜の松藤町長から一般会計からの病院経営てい

うのはありえんとだということで自治体病院の改革を始められた。今回も医業外収益の繰り出しの問題ですけど、素朴に、事務長は民間から来られたということで、この辺をどのように受け止めているのかなと、恐らく民間ではありえん事だと思いますので、まあ、その辺の感想をお尋ねします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。まず、率直に言いまして、先ほど言われたように民間ではありえない数字ですから。本当はそれがない状態で経営をきちっとやっていくのが当然だとは思いますが。しかしながら、過疎地という所でどうしても不採算医療を担っていくというのが国保地域の病院の使命ですから、そういった所に対しての繰り入れをします。それは国がきちっと言ってやっているところなんで、まず、その辺は、きちっと繰り入れはしていただきたいと思ってます。そのしていただく期間としてもある程度はやはり、今の累積欠損金がなくなるまでは繰り入れはしていただけたらなとは、率直な意見です。

○議長（末次利男君）

もちろん、今までずっとやってきたからですね、そこはパイプを閉めるということじゃなかわけですけど、考え方としてちょっとお尋ねしたとですけど。まあ、一方で比較対象の類にはならんと思いますけれど、広域消防をやっとりますたいね、ここは町単独じゃないんですけど、広域でやっておるんですけども、この負担金というのが単位費用の74%ですよ。あそこは全く収益は上がっておりません。収益業務じゃありません、サービス業務ですから。そういうとと比較対象にすればどの辺が本当の意味の。まあ、もちろん経営の内容によって繰り出すと。こりゃ繰り出し金もピーク時は1億8,000万でしたけど、今回かなりの減額をされていますけど、そういう努力はされているというふうな評価はしておりますけれども、そういう状況の中でいずれにしても病院にも一般会計から繰り出す、いわゆる健康保険税にも一般会計から、国民健康保険の運営にも一般会計から繰り出す、すべてがそういう繰り出しによって何とかつじつまを合せているという決算の内容だったと私は理解しております。これはやむを得んと、しかしながらやむを得ない状況だと。特別会計というのは、基本は入りと出を均衡させる。これは基本なんですから。ここを状況によってやむを得ないという場合は繰り出すわけですので、ここは当たり前という考え方ではどうもならんというふうに今後ですね。これから人口減少社会になっていくわけですよ。そういったものと同時に、逆に医療費というのは増大していく。恐らく受益と負担、一人当たりの医療費の増大、こういったものがずっと重なってきて、町の財政を圧迫する状況になって来るといふふうに、当然そういう状況になるというふうに思いますが、今ですね、財政課長、この単位費用はいくらですか。

○財政課長（川崎義秋君）

ちょっとすみません、その資料を持ってきておりません。

○議長（末次利男君）

毎年毎年、患者の減少というのは、今言われたように、一般社会の医療法人は高額納税者ですよ。ただ自治体病院が何で減少するのかというのはどうしてもそこに意識の差があるんじゃないかなと。これは当然と言えば当然かもしれんですけども、そこを何とか縮めていたて、患者様から愛される、信頼される病院、ここを目指す。このためにはどうするかということですよ。そういうことにせんと、一般的には少なくなってしまうわけですから、患者数ていうとは当然、もうキャパが縮まっていくもんですから。そいった中で健全経営に向かいよっていうからには、そういうより民間レベルに近めたサービス内容にならんと。さっきから言われたように、地域によってはほとんど太良病院に来ていないと、太良町内でもですね。そういう状況に陥っていくとことを大変危惧するわけですので。坂口委員が言われるようにPRできる分はPRをしてみたり、そいった病院と診療所の連携を密にしてみたり、先ほど言われたように施設とも密にしてみたり、病病連携を連携を密にしてみたり、あらゆる手立てによって患者を一人でもふやしていくということが病院経営の生命線だというふうに思っておりますので、そいった努力をですねここに安易に、安易ていうかですね、ほんに失礼か言い方ですよ、安易ていうぎ、多分、安易じゃなかと反論されると思いますけれども、安易に繰出金のあるけんということが経営努力を怠っているては言いませんけれども、そういう意識が全体にまだ、自治体病院という親方日の丸的な意識が幾らでも残つとる以上はなかなか難しいと、なるだけ改革して頂くのが事務長の役割だというふうに思いますので、ぜひそいったことを踏まえて患者を一人でもまず、地域にまず根差す、地域の人から愛される病院になるということがまず大事だと思いますので、そいった意味では看護体制あたりも。もともと何チームやったかな。プロジェクトチームのごたつとばつくっちゃったですたいね。あの収益確保チームとかあるいは患者さん満足度チームとかそいうチームはどういうふうになっておりますか。そがんとはもうしよらんとですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

以前やったチームは今名前、呼び方をちょっと変えて接遇の委員会とか収益改善はそのまま節減委員会とか全部継続してやっています。積極的にそこが動いてやっているようになってきてますし、接遇員会も前とは違って、きのう、きょうと5時半から集まってロールプレイングをやるようにしてるんですけど、もう職員も積極的にロールプレイングに入って来るようになってきましたんで、大分その辺の意識もやっぱり変わってはきてると思います。そいったところがサービスの改善につながると思いますんでその辺の時間はしっかり使いながら教育はしていつてるつもりなんで、今からまた更に改善していくとは思っています。

○議長（末次利男君）

今力強い言葉をもらいましたけど、先ほど国民健康保険特別会計の審査があった訳ですけども、医療費でどんどん上がっていくわけですよ。それと逆行して病院収益は減る。やっぱり太良町民の皆さんがですね、もちろん先端医療、色々高度医療の傾向にありますので外に出ておられるということはわかりますけれども、そうでない方も恐らくそういうことで太良病院以外を診療されている方がふえているというふうに単純に考えるわけですので、その辺についてはあらゆる手立てを持って一人でも多くの患者さんを太良病院に呼びこむという努力をしていただかんばいかなというふうに思っております。そして、あと、例えば平成 18 年に新病院がスタートしたわけですけども、当然、行財政改革プランの中で目標値としての 80%の病床利用率を目指すと、それぐらいせんと経営が成り立たんのだということでスタートしたわけです。昨年、若干 23 年度は上がったんですけども、今度は下がったということで、ここの面も大きく病院経営を左右する問題でもありますので、なかなか一気に経営を良くなすということは難しかわけですので、一つずつ確実に、やっぱり、患者をまずふやすという努力をしていただく他にはなかと思いますのでぜひあらゆる手立てをお願いしたいと。

○江口委員

ちょっとお尋ねですけど、レントゲンの技師さんの勤務は月曜日から金曜日までですか。土日は。ていうとはですね、7月 27 日に私は納所祭りの日にちょっと怪我したとですけど、来たとばってんがレントゲン技師さんのおんされんけん、また改めて月曜日来てくださいと言われてたとです。私はそいで別に、そんな時、痛みどめばもろうたけんで、どがんもなかったけんであいやったばってん、普通の人はずっとそがん対応をされれば、もう他の病院に行かすと思うですもんね。そこら辺、勤務時間が月曜日から金曜日までていうことであればですよ、そういう怪我とか、骨折とか、本人はわからんですけどね。動かし具合でわかると思いますけど。ここ太良病院ではだめて、さっきの話やなかですけど、牟田委員の話じゃなかですけど、もう受け付けられませんかていうのを町民全部に知らせてもらえば初めからやどかりはせんで直接行かれる。そこら辺はちょっとどがん。

○太良病院院長（上通一泰君）

放射線科技師の勤務状況ですけど、土曜と日曜は呼び出しの体制にしております。二人いますので必要がある場合は来てもらう。私が当直している時は撮ります。技師を呼ばなくてもですね。ただCT、そこまでいくと技師さんがいないと難しい所があるので、そこは呼び出し対応でしっかり対応するということと、医局医師等にはレントゲンの撮影ぐらいは習得できるように今進めているところです。技師さんに勉強会してもらって撮影をしっかりとできるようにですね。だから時間外のレントゲン撮影が全くできないということはありませんので、よろしくお願ひします。レントゲンできます。

○江口委員

私は事実、そういうふうに言われてね。言うた人は看護師さんとか、その人達はそういうことは、言うてあればね、ちょっと待って下さい、呼びますからとか、連絡取ってみますとかという話になると思いますけど、もう頭からおられませんと言われればね。どがんでもよかてごた感じならよかばってんが、中には気にさるっ人はそいで治まらんで思うけんですよ、そこら辺はやっぱい周知徹底してもらって。今の院長の話じゃ連絡体制はとれとるて言われたとですけど、頭からおられませんと、きょうは無理ですてことやったけんです。そこら辺は内輪の中でぴしゃっと意識統一ばしてもらいたいと思います。

○太良病院院長（上通一泰君）

先ほどのような事例ですね。レントゲン撮れません。実は今年度に入ってそういう事例がありましたので、最近ですね、まあ、それじゃいかんということで近々そういう勉強会をして対応できるような体制にしていきたいと、職員にも周知していきたいと思います。

○決算審査特別委員長（下平力人君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

討論ないので、採決します。

議案第70号 平成24年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、本案は原案どおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（下平力人君）

異議なしと認めます。よって、議案第70号 平成24年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本日は7つの案件を終了いたしましたので、これにて散会いたします。第2日日月曜日も9時30分から再開です。お疲れ様でした。

午後3時02分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長 下 平 力 人